

宿泊事業者の皆様へ

福岡市

### 福岡市宿泊税条例の施行について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

福岡市では福岡市宿泊税条例案が可決されたことを受け、総務大臣の同意に係る協議の申出を行っておりましたが、この度、法定外目的税の新設について11月15日に総務大臣の同意を得られたため、正式に **令和2年4月1日から宿泊税条例を施行** することとしましたのでお知らせします。

なお、事業者説明会の資料、宿泊税に関するよくある質問、広報ツール等(12月6日までに掲載予定)を福岡市ホームページに掲載していますのでご参照ください。

#### （参考1）今後のスケジュール（予定）

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| ① | 令和元年12月6日   | 福岡市から宿泊事業者へ経営申告書を送付                         |
| ② | 令和2年1月17日まで | 経営申告書の提出                                    |
| ③ | 2月下旬        | 福岡市から宿泊事業者へ電子申告の手引き等を送付                     |
| ④ | 3月中旬        | 福岡市から宿泊事業者へ納入申告書等を送付                        |
| ⑤ | 4月1日から      | 宿泊税の課税開始                                    |
| ⑥ | 5月末日まで      | 宿泊事業者が福岡市へ宿泊税を申告納入<br>(以後、原則前月分を翌月末までに申告納入) |

#### （参考2）宿泊税ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/todokede-shomei-zei/syukuhakuzei/index.html>

☞  で検索

#### 【お問合せ先】

- 宿泊税の仕組みに関すること  
福岡市財政局税務部（宿泊税担当）  
電話：711-4197 FAX：733-5598
- 観光振興、宿泊税の使途に関すること  
経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課  
電話：711-4353 FAX：733-5901
- 旅館業法等に関すること  
保健福祉局生活衛生部生活衛生課  
電話：711-4273 FAX：733-5588